

東日本大震災・福島原発事故 によって
大阪にお住まいのみなさまへ

新・原発賠償説明会 + 原発賠償相談会

必要な方は、お申込の際にお伝えください



託児が必要な方

ご参加無料

会場

大阪弁護士会館

10階 1001・1002会議室

日時

平成24年5月19日(土)

午前10時～午後3時

詳しいお時間は、裏面をご覧ください。

お申込

06-6364-1248

受付時間：平日（月～金）午前9時15分～午後5時

関西でも原子力損害賠償紛争解決センター(原発ADR)への集団申立がなされました

さる5月7日、関西に避難しておられる方々の中から、弁護団を通じて、原発ADRへ8世帯の方々が集団で申立をされました。東電への直接の請求では避難してきた実情を十分に汲み取ってもらえないという方々が声を上げはじめています。この機会に、最新の賠償に関する動向の説明会と原発ADRへの申立についての相談会を行いますので、ぜひご利用ください。

新・原発賠償説明会

午前10時～午前11時(予定)

東電への損害賠償については、今年になって、区域外の方への請求書用紙への対応、原子力損害賠償紛争解決センターの解決事例、新たな原賠審の指針(区域の見直しや賠償の算定基準)が次々と出されています。

その点を中心に新たな説明会を実施したいと思います。

原発賠償相談会

午前11時～午後3時(予定)

原発事故に関わる賠償請求につき、原発ADRへの申立方法や具体的な内容について詳しくご相談をいただけます。もちろん、まだ申立の検討していない方でも、賠償請求にまつわる様々な疑問や不安をご相談いただければと思います。

大阪弁護士会所属の弁護士で、原発賠償関西弁護団にも加入している者が対応いたします。

会場案内



■大阪弁護士会館
〒530-0047
大阪市北区西天満1-12-5

【交通手段】

- ・京阪中之島線「なにわ橋駅」下車
出口1から徒歩約5分
- ・地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車
1号出口から徒歩約10分
- ・地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車
26号階段から徒歩約7分
- ・JR東西線「北新地駅」下車
徒歩約15分